



新型コロナウイルス関連情報

「まん延防止等重点措置の影響を受ける事業者支援金」 (邑南町単独事業)

■目的

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、島根県全域が令和4年1月27日から2月20日までの間「まん延防止等重点措置」の適用を受けました。この間、売上が減少した町内事業者で国や県の支援が行き届いていない事業者に対して支援金を給付し、事業継続を支援します。

■対象者の主な要件

- ①国が実施した事業復活支援金の給付を受けていない方。
- ②島根県飲食店等時短要請協力金の給付を受けていない方。
- ③令和4年1月又は2月のいずれかの月の売上高が前年同月に比べて10%以上減少している方。
- ④令和4年1月又は2月のいずれかの月の売上高が前年同月に比べて支援金金額以上減少している又は令和4年1月及び2月の合計売上高が前年同月合計に比べて支援金金額以上減少している方。

■対象業種

日本標準産業分類に掲げる次の業種を営む方

- ①大分類 宿泊業・飲食サービス業
- ②中分類 農業、食料品製造業、道路旅客運送業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食品小売業、洗濯・理容・美容・浴場業
- ③小分類 酒類製造業、燃料小売業、旅行業、療術業、学習塾、教養・技能教授業、他に分類されない教育・学習支援業

■支援金額

個人事業主 1事業所あたり 10万円

法人事業者 1事業者あたり 25万円

■受付期間

令和4年7月8日(金)～令和4年9月30日(金)

■提出先

邑南町役場本庁産業支援課

邑南町役場瑞穂支所施設管理グループ

邑南町役場羽須美支所施設管理グループ

■問い合わせ先

役場産業支援課商工観光グループ(0855-95-2565)

令和4年度（2次募集）「スモール・ビジネス」 育成支援事業補助金

■事業の目的

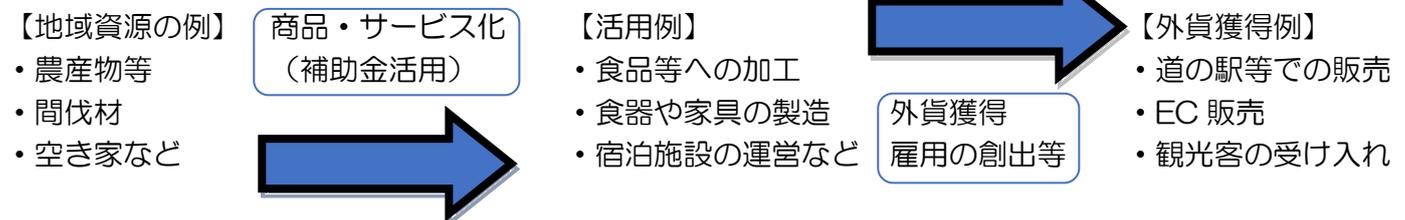
島根県内中山間地域の自然環境や地域資源を活用して、6次化等により商品価値を高め、魅力ある商品やサービスを開発し、規模は小さくても外貨を獲得する取組「スモール・ビジネス」を支援することにより、中山間地域における起業や創業、雇用創出を図ることを目的としています。

■支援の対象となる取組

以下のすべてを満たす取組が対象です。

- ・中山間地域の自然環境や資源を活用して商品化等に取り組むことにより、起業や創業、雇用の創出につながることを目的とした取組
- ・地域経済の振興に資する出口対策（外貨獲得、交流人口拡大、地産地消促進等）に創意工夫を凝らし、補助事業終了後も継続・発展が見込まれる取組

～対象となるイメージ～



■補助事業概要

支援タイプ	交付先	事業実施主体
直接補助型	事業実施主体	県内の中山間地（※）に主たる事業所がある法人、団体又は個人 ※島根県中山間地域活性化基本条例（平成11年島根県条例第24号）第2条に定める地域をいい松江市、出雲市の一部市街地は含まれません。（250万円×年数ではありません。）

区分	内容
補助対象経費	新商品（サービス）の開発、販路開拓等に必要な経費（消耗品費・委託費等）、商品化に必要な設備導入、施設整備などに係る経費など
補助額	1事業あたり50万円から500万円までの1/2以内を補助します。
補助期間	交付決定日より令和5年3月31日 ※補助対象事業の実施期間は原則3年間を限度としますが、単年度事業のため、複数年計画であっても年度毎に申請を行い、審査を受ける必要があります。なお、実施期間が複数年にわたっても、補助額の上限は250万円です。

■公募期間

令和4年7月4日（月）から8月23日（火）正午まで

■その他

公募要領、事業実施計画書記載例等は、中山間地域・離島振興課ホームページに掲載しています。

■お問い合わせ先

島根県 地域振興部 中山間地域・離島振興課 地域経済振興スタッフ

〒690-8501 松江市殿町1番地 ☎：0852-22-6449

E-mail：chusankan-rito@pref.shimane.lg.jp

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/region/chiiki/chusankan/small-business/>

《 飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業原油価格・物価高騰対策事業/エネルギーコスト削減対策緊急支援事業 》

■飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業 原油価格・物価高騰対策事業

- ・公募期間 令和4年7月15日（金）～8月31日（水）
1次締切 8月1日（月）、2次締切 8月31日（水）
- ・目的 原油価格・物価高騰の影響を受けている飲食・商業・サービス業を営む中小企業者等に対して、売上の回復を図るための取組の経費の一部を補助することにより、原油価格・物価高騰の影響に対応する事業の推進及び事業継続を目的とする。

■飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業

- ・公募期間 令和4年7月15日（金）～8月22日（月）
1次締切 8月1日（月）、2次締切 8月22日（月）
- ・目的 エネルギー価格高騰の影響を受けている飲食・商業・サービス業等を営む中小企業に対して、エネルギーコスト削減を図るための取組の経費の一部を補助することにより、中小企業等の経営を支援することを目的とする。

※それぞれ詳細については、島根県商工会連合会WEBサイト内の企業支援メニューをご確認ください。

《 ニッポン全国物産展に係る出店者募集 》

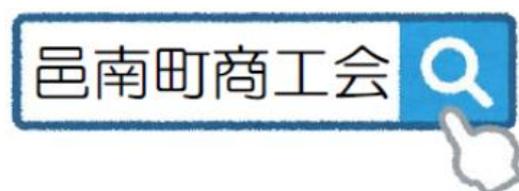
■開催概要

- ・開催期間 令和4年11月18日（金）～20日（日）10:00～19:00
※最終日は18:00まで
- ・開催場所 池袋サンシャインシティ 展示ホールA・B
- ・対象者 中小・小規模事業者
- ・品目 食品（実演販売を行うこと）

■申込方法等

- ・募集枠 都道府県ご当地コーナー（原則1県あたり2枠までの出展）
- ・申込 申込は「[ニッポン全国物産展出展申込書 2022 \(google.com\)](#)」
※上記 Google フォームからの申し込みができない場合は、別添申込書により、ニッポン全国物産展事務局へ E-mail (info@all-nippon.jp) にてお申込みください。
- ・申込期日 令和4年8月16日(火) 17時
- ・事業 HP <https://www.canvas-shokokai.jp/service/btoc/1176/>

★邑南町商工会ホームページにて
各種支援メニューなどご案内しています。
ぜひ、ご覧ください！



子育てしやすい 職場づくりに 取り組む企業を 応援します

事業者の皆様へ



子育てしやすい職場づくり奨励金

奨励金

10万円 [1制度導入] 上限 20万円

主な要件

次のア・イの制度を令和2年4月1日以降に導入し、
令和4年度内に一定の利用実績があること

ア 時間単位の有給休暇制度

(対象) 18歳までの子どもがいる労働者
(実績) 対象者1名が合計8時間取得

イ 育児短時間勤務制度の育児対象拡大(小学6年生以下)

[代替制度:フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ]
(対象) 3才以上小学6年生以下の子どもがいる労働者
(実績) 対象者1名が合計20日間利用

※申請期限:支給要件を満たした翌日から6か月以内

※奨励金の用途に定めはありませんので、就業規則作成費用などにも
活用していただくことができます。



対象事業者 島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等
(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)

対象事業所 常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所(本支店、営業所等)

働きやすくて子育てもしやすい職場がうれしいね!



詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください

島根県商工会連合会本所 TEL 0852-21-0651 | 島根県商工会連合会石見事務所 TEL 0855-22-3590

出産後の 職場復帰に 取り組む企業を 応援します

出産後職場復帰奨励金

【令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合】

労働者30人未満の事業所、かつ
初めて本奨励金を申請する事業所の場合

左記以外の常勤労働者
50人未満の事業所

20万円/人

10万円/人

主な要件

・育児休業を3ヶ月以上取得し、

職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること

・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること

・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に
今後も取り組むこと

※申請期限:支給要件を満たした翌日から6か月以内

【令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合】

育児休業17か月以上

育児休業3か月以上
17か月未満

育児休業3か月未満
または産休のみ

40万円/人

20万円/人

10万円/人

主な要件

・産前産後休業または育児休業を取得し、

職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること

・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること

・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に
今後も取り組むこと

※申請期限:支給要件を満たした翌日から1年以内